

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	包括的停戦合意が結ばれたカレン州において、最も弱い立場に置かれた子どもたちが適切な保護と教育サービスにアクセスできるようになる。
(2) 事業の必要性(背景)	(ア) ミャンマーの紛争の影響を受けた地域における子ども保護と教育のニーズ ミャンマーでは、2016 年 3 月に国民民主連盟(NLD)による民主的政権が発足した。近年、海外からの投資が急増し、開発援助も拡大する中、2015 年 10 月には、少数民族武装勢力 8 グループと政府間での停戦合意協定が結ばれた。このうちの 3 グループは、カレン州の少数民族武装勢力である。 急速な開発と経済成長が続くなか、地域間の社会・経済格差が拡大し、特に紛争の影響を受けた地域では社会・経済インフラが未整備であり、社会福祉を含む基礎的な社会サービスも絶対的に不足しているため、人々は経済成長から取り残されている。 ミャンマーの子どもの保護を含む社会福祉の状況は、専門的な知識を持つソーシャルワーカーが極めて少なく、子どもへの暴力や搾取の被害に対処する行政組織のキャパシティが限られており、周辺国に比しても遅れを取っている¹。また、出生登録は、周辺国のタイが 100%、ベトナムが 95%であるのに対し、ミャンマーは 72%にとどまっている(ユニセフ子ども白書 2014)²。紛争の影響を受けた地域において出生登録証明を持つ子どもや若者の割合はこれをさらに下回る。 教育については、近年、ようやく国家予算に占める教育の割合が拡大する傾向にある³。初等教育就学率の全国平均は 90%であるが、紛争の影響を受けた地域では公的教育サービスがなく、地域による格差が大きい⁴。 (イ) カレン州における子どもの保護・教育の必要性 カレン州では、ミャンマーが独立した直後の 1949 年に内戦が勃発し、紛争が続いたあいだ、国軍および少数民族武装両勢力からの攻撃や搾取が常態化し、人びとは避難生活により物理的、精神的な負担を強いられ、有効な生計の手段も教育の機会もなく、外部からの情報が絶たれた状態に置かれていた。このため、大人の間にストレスが広まった村落で、暴力の矛先は子どもたちに向かい、子どもたちは身体的・精神的虐待、ネグレクト、搾取など、生存と発達を脅かす危機にさらされていた(別添 1: 課題の詳細参照)。 加えて、2014 年の乾季より、停戦や道路の整備を受け、タイとの往来が従来よりも容易になったため、タイ側から多数のブローカーが流入し、目的や行先を告げずに村の子どもたちを連れ去る、タイとの国境地帯のトウモロコシ・プランテーションで過酷な労働に従事させる、といった新たな問題も顕在化している⁵。 以上のように、カレン州は、もともと紛争の影響により、子どもたちが家庭あるいは村落内で心身の危険に曝されていた地域で、停戦合意後、非倫理的な投資の急激な増加により、子どもたちの安心安全を外部から脅かす問題が加わり、子どもが置かれた状況がより脆弱化しているという状況である。和平が実現されたことは歓迎される一方、子どもたちが適切に保護され、安全、安心な生活を送る

¹ 現在 (2016 年 5 月)、ユニセフと社会福祉省が全国 27 のタウンシップに子どもの保護の問題に取り組むソーシャルワーカーを配置している。

² 数にしてミャンマー国内で約 160 万人の子どもが出生証明書を保持していないことになる
(http://www.unicef.org/myanmar/media_23117.html)。

³ <https://www.quandl.com/collections/myanmar/myanmar-education-data>

⁴ Ministry of National Planning and Economic Development, Ministry of Health, UNICEF (2011) Myanmar Multiple Indicator Cluster Survey (MICS) Report

⁵ 山田美和「アジアにおける人権とビジネス：タイのミャンマー人移民労働者問題を中心に」アジ研ワールド・トレンド 2014 年 5 月号(http://d-arch.ide.go.jp/idedp/ZWT/ZWT201404_008.pdf)

ことができる状況からはほど遠い。

(ウ) これまでの事業における成果と課題

当会は、2013 年 4 月より、ジャパン・プラットフォーム（以下 JPF）の「ミャンマー少数民族帰還民支援」プログラムに参加し、カレン州のラインブエとミヤワディの 2 つのタウンシップにおいて「紛争の影響を受けた子どもたちのための子どもの保護事業」を合計 3 期実施してきている。活動は、①子どもの保護の問題を解決するケース・マネジメントの実施、②子ども保護に関する親および養育者の啓発と能力強化、③子どもが自己肯定感および自己効力感を高めるための学習会の実施、であった。

同事業実施を通して以下の成果が確認されている。

- ① 事業対象村で子ども支援グループを形成し、子どもの保護の問題に対処する能力を強化した結果、2015 年 6 月 15 日までに事業地総計で 929 件のケースが扱われた。
- ② 子どもの保護や子育てに関する啓発活動により、保護者、養育者が子育てに関する知識を深め、不適切な子育てについて肯定的な回答をする保護者、養育者の減少がみられた。
- ③ 2015 年 5 月までに、34 の事業対象村において、合計 1,642 人の子どもたちが学習会に登録され、活動に参加した。学習会に参加した子どもの間で自己肯定感、自己効力感が上昇した。

JPF 事業の実施を通して緊急支援として一定の成果をおさめた。しかし、対象地域における子どもの保護と教育について以下の課題が浮上している。

- 上述したように、主にタイからのブローカーの出現により、州内の子どもがより過酷な経済的搾取に直面するケースが増加している。そのため、これらの新しい問題に対処するため、政府側と少数民族側の歩み寄りが進む中、双方の子ども保護に関する部局の連携をより強化し、州内でより効果的な保護のシステムを構築するニーズが生まれている。
- 村落レベルでの子どもの保護活動につき、子どもを保護する必要があるケースが村人によって同定されたとしても、それに対しどのように対処すべきか、ケース・マネジメントに関する理解がまだ不十分である。これは大人自身も教育を受けた経験がほとんどなく、論理的に物事を考える習慣がないことにも起因するため、継続的な能力強化が求められている。
- 学習会の実施を通して、子どもの自己肯定感、効力感を高めたことは確認できたが、ブローカーなどによる搾取を未然に防ぐため、教育活動をより強化し、情報を理解し、論理的に思考する力、ブローカーなどに騙されない能力を子どもが身に着ける必要性が高まっている。

社会福祉の仕組みが機能し、子どもたちが持続的に保護されるようになるためには、州内の政府側機関と少数民族側関係機関の能力とその間の連携強化が絶対条件である。行政と村落レベルで虐待や搾取といった問題に対処する能力が強化され、また、保護者と養育者の間に子どもの権利と保護に関する理解が根付くことで、問題を予防する。これらの問題対処と予防の取り組みの効果を高めるために、子どもたち自身が自分が置かれた状況をより適切に理解できるようになり、自信をつけ、計算能力などを高めることにより搾取からの被害を抑えることが求められる。また、識字および算数の基礎学力を身に着けた子どもは、自らの行動に能動的に関与していると感じることによって、自己肯定感、自己効力感

を高めることができ、これらによって保護の問題を未然に防ぐことも期待できる⁶。

カレン州には 7 のタウンシップがあるが、このうち、本申請事業では、事業地を選定するにあたって、タウンシップを単位に選定するのではなく、まず、子どもの置かれた状況が深刻な村落を同定し、これらの村落が集中するタウンシップを選定した。その結果、ラインブエ、ミヤワディ、チャインセイチの 3 タウンシップが選定された。事業対象地域は、以下の基準から選定された。

- 1) 子どもの出生登録の割合が低い
- 2) 紛争の影響を受けており、身体的虐待、子どもの徴兵など深刻な保護のケースが存在している
- 3) 公教育サービスが十分に機能していない
- 4) 他の NGO や市民団体と支援分野が重複していない
- 5) 事業実施していく上で地理的アクセスが可能である

(これら 3 つのタウンシップの子どもの置かれた概況については別添 2 参照)。

なお、JPF による先行事業において、その完了期(2016 年 6 月)に子ども支援グループのメンバーとのレビュー会合を開催し、村人が主導となって、各活動を継続していくためのアクションプランを策定した。アクションプランでは、子どもの保護の問題が起きた場合の医療や教育などのサービスへの照会、子育てに悩みを抱える保護者への世帯訪問の継続、学校に通えない子どもたちへの学習機会の提供などの活動が挙げられた。本申請事業は、村人への技術支援および地域で子どもの保護、教育に取り組む機関とのネットワーク強化を通じて、これらの子ども支援グループの提案を、長期的に彼ら自身が主体的に行えるように計画されている。

(エ) 日本政府の援助方針との整合性

日本政府は、2012 年 4 月より、経済協力の方針として、ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しすることを掲げている。本申請事業は、最も厳しい生活を強いられる貧困層および紛争の影響を受けた少数民族の子どもたちの保護、教育支援を通じて『国民の生活向上のための支援』に、そして、子どもの社会福祉に貢献する人材の育成を通じて『経済・社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援』に寄与しうるものである。

子どもの社会福祉政策を規定する「子ども法」の改定案、また、大統領府によって推進される社会福祉政策では、子どもの保護の包括的な仕組みの強化および、そのためのソーシャルワーカーの増強が謳われている。今後、新政権が発足したのち、これらの政策が実施されていくためには、子どもの社会福祉を強化するためのコミュニティ・レベルでの活動を実施し、その教訓を政策レベルへ反映させていく取り組みが求められている。

また、教育分野については、日本政府が主導的に協力している「包括的教育セクター・レビュー」との関連性がある。また、現在、JICA が実施中の「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」の成果が全国レベルに波及すれば、本申請事業が支援する子どもたちもその効果を受けられる可能性がある。

⁶ 田島賢侍、奥住秀之「子どもの自尊感情・自己肯定感についての定義及び尺度に関する文献検討」東京学芸大学紀要 64 巻 2 号、2013 年。木村聡「自己効力感が高い小・中学生はどのような子どもか」ベネッセ教育総合研究所 小中学生の学びに関する調査報告書 2015 年など参照。

	さらに、本申請事業は、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のうち、目標16のターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。」及目標4のターゲット4.1「2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。」に資するものと位置付けることができる。
(3)事業内容	本申請事業は、子どもの保護活動と教育活動を相互補完的な関係に位置づけ、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指す。 対象地域における子どもの保護に関する活動及び子どもたちに対する教育活動は、具体的に、3年間で以下の通り実施する。 <u>活動1：子どもの保護の問題に対する支援体制の強化(対処)</u> ＜3年間の活動＞ この活動では、タウンシップと村落のレベルで、子どもの保護の問題に対応する既存の支援体制及び二者間の連携を強化するとともに、州政府、タウンシップ行政、少数民族側関連機関の保護に関する連携・協力の強化も目指す。前述のとおり、ソーシャルワーカーの不在により、子どもの保護の問題への対処がなされていないため、村落レベルでソーシャルワーカーとしての機能を果たすことのできる人材を、子ども支援グループとして育成する。人材育成は、各事業対象村に駐在する、村落開発ファシリテーターが中心となって、当会の職員が能力強化を行う。 1.1 関連行政機関等の子ども保護に関する能力強化活動の実施。 1.2 リファール⁷の体制強化のための連携強化活動の実施。 1.3 事業村落での『子ども支援グループ』の形成、子どもの保護と権利に関する研修の実施。 1.4 子ども支援グループによる子どもの保護の問題への対処。 1.5 事業村落での子ども会の形成、子どもの保護と権利に関する研修の実施、子どもの保護の問題の通報の強化。 1.6 子ども支援グループおよび子ども会の活動レビュー(事業中間時および終了時)。 1.7 子ども支援グループ、行政や少数民族側の支援機関との協働によるリファールの持続的な運用。 ＜第1期の活動＞ 1.1 カレン州社会福祉局、タウンシップ保健局、病院の医療従事者、および、少数民族側の関係機関と市民組織(CSO)職員に対し、子ども保護に関する能力強化研修を行う。研修参加者は子どもの権利について学ぶほか、虐待や搾取などの重篤な問題へ対処できる能力を強化する。これらの研修は、当会の子どもの保護担当スタッフがトレーナーをつとめる⁸。 1.2 活動の振り返りを通じて、子どもの保護、リファールが円滑に機能しているかを確認する調整会合を開催する。この会合には、社会福祉局、保健局、医療従事者、少数民族側関係機関及び市民組織(CSO)の職員が参加する。各

⁷ 社会福祉の用語で、照会、付託を意味する。相談者の問題、ニーズに対して、他機関の方がより適切に対応できると判断した場合、相談者にその旨を伝え、他機関を紹介することを指す。併せて、原則として相談者の承諾の上で、他機関にも相談者から連絡が入る旨を伝えること。

⁸ 本申請事業の活動実施にあたるのはセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルのミャンマー事務所職員で、本事業の専属職員である。

タウンシップにおいて2度実施する。

- 1.3 村落レベルでの子ども支援グループの形成を行う。同グループのメンバーは、8人から12人で、リーダー、副リーダー、財務係、問題への対応や、子育ての啓発セッションを中心的に担うコア・メンバー2名などから構成される(村人が中心となり、子どもの特性や子ども支援に理解がある人や子育ての経験がある人、保健ボランティアの研修を受けたことがある人を優先的に選定する。)。同グループメンバーに対し、村レベルでの子どもの保護の問題の特定、対応のノウハウの定着に向けた研修を実施する。研修は、まず、各タウンシップにおいて3日間、コア・メンバーに対し行われ、このコア・メンバーが中心となり、すべての事業対象村で、村人を対象に1日間の研修を実施する。なお、JPF事業においてすでに形成されているグループは同じメンバーで活動を継続する。
- 1.4 1.3の研修後、子ども支援グループが子どもの保護の問題を特定し、個々のケースへの支援を提供する。特に、子どもの徴兵や人身取引など深刻な問題への対応や出生登録の促進などの機微な介入については、当会の職員が専門機関へのリファールを支援する。なお、子ども支援グループの月次会合において実務上の課題に関して改善のための協議を行い、活動の振り返りを行う。これら振り返りと協議にあたっては、当会の村落開発ファシリテーターが指導にあたる。
- 1.5 JPF事業においてすでに子ども会が形成されているラインブエとミヤワディの事業対象村で、子ども会の能力強化を行う。子ども会のメンバーは、主に活動3の学習会を修了した有志の子どもたち約20名程度で、子ども保護の問題解決能力を高めるための研修を34の事業対象村で一度実施する(2日間)。また、子ども会の月次会合を実施し、子どもの保護の問題、通報の状況について協議する。なお、子ども会のメンバーは、子ども支援グループの月次会合にも出席し、両者が連携をして、子ども保護の問題の対応にあたる。

なお、事業全般の活動の実施にあたっては、プロジェクトで、各事業対象村に村落開発ファシリテーター(Community Development Facilitator: CDF)を配置し、事業対象村落におけるすべての活動の実施支援、技術支援、フォローアップに従事する。村人の大半が教育を受けた経験がなく、読み書き能力も不十分であるため、問題対応や子育て啓発、学習会実施にあたってCDFの役割は重要である。なお、パアンに駐在する日本人スタッフが、他のプロジェクト・スタッフと協力のもと、村落に配置されるCDFの技術支援にあたることとする。

＜裨益者(先行事業から活動を継続する子ども支援グループメンバー)による主なアクションプラン＞

子どもの保護の問題への対応の強化:

児童労働、早婚、身体的虐待、精神的虐待等のケースに対して、地元の支援機関の協力を得ながら問題解決に取り組む。特に、必要に応じて病院や教育機関等、医療や教育の支援機関に照会することによって、子どもたちが適切な社会サービスを受けられるようにする。

活動2: 子どもの権利を尊重する子育てへの、養育者の行動変容の促進(予防)

＜3年間の活動＞

この活動では実際に子どもを育てている保護者及び養育者の行動変容を目指す

す。3年間の活動は以下の通り。

- 2.1 事業対象村の代表者に対する子育てに関する研修の実施。
- 2.2 上記の研修を受けた代表者(コア・トレーナー)による、子どもの権利や保護、子育てに関する啓発活動の実施。
- 2.3 コア・トレーナー及び保護者を対象にした子どもの保護および暴力に頼らない子育てに関する教材の改訂。

<第1期の活動>

- 2.1 子どもの権利を尊重した子育ての実践を推進する保護者をコア・トレーナーとして各村で選定し、既存の教材を使って能力強化研修を行う。この研修は、当会のスタッフがトレーナーをつとめ、各タウンシップにおいて、2度開催される。研修期間は5日間を予定している。
- 2.2 上記の研修を受けたコア・トレーナーが中心となって、村の区画ごとに保護者を形成し、子ども保護に関する活動を協力して行うよう促し、子どもの権利や子どもの保護の問題、暴力のない子育てについての啓発セッションを月に1回開催する。同セッションでは、過去の事業の学びを活かし、子どもの徴兵や人身取引など特定の課題についても学習し、問題の予防を強化する。同セッションに参加できない世帯に対しては、子ども支援グループのボランティアとプロジェクトの村落開発ファシリテーターが協力して世帯訪問を実施する。

<裨益者による主なアクションプラン>暴力のない子育てに関する意識啓発の継続:

養育者が子どもとのコミュニケーションを大切にしたい子育てを実践できるよう、月に一度の保護者会合を継続する。また、会合に参加できない保護者や子育ての悩みを抱える保護者に対しては、子ども支援グループのメンバーが世帯訪問して悩みを直接聴き、子育てに関するアドバイスができるようにする。

活動3: 学習機会の提供を通じた子どもの自己肯定感・自己効力感の向上(エンパワメント)

上記の2つの活動を実施することによって、行政レベル及び村落で子どもの保護の問題への対処と予防が強化されることになるが、これらと並行して、紛争の影響から「自分が大切だと思う」「村に住んでいて幸せだと思う」といった自己効力感、自己肯定感が低くなってしまっている子どもたちに対して直接エンパワメントを行う必要がある。この活動では、識字と算数という基礎科目の学習の機会を各村落で提供することによって、子どもたちが学ぶ喜びを感じ、友達と交流することによって、自らの自己効力感・肯定感を回復することを目指すものである。なお、教育はそもそも政府が責任を持って権利を実現すべきものであり、事業対象地域の子どもたちが質の高い教育を持続的に受けていくためにも、カレン州の教育システムの拡充のためには、州政府および中央政府レベルでも効果的な働きかけを行う。

<3年間の活動>

- 3.1 事業対象村落の子どもの識字、算数アセスメントの実施。
- 3.2 上記アセスメント結果に基づく識字と算数の教材開発。
- 3.3 事業村におけるプロジェクト雇用の教員の選出と指導法に関する研修およびリフレッシュ研修の実施。
- 3.4 学習会に参加する子どもたちの選定と学用品の供与。

	3.5 各事業村での識字および算数の学習会の実施。プロジェクトのスタッフによる運営指導。 3.6 学習会に参加した子どもが少しでも多く、持続性を持って入学、編入するための方策の検討⁹。 3.7 上記小学校教員との連携、教員への子どもの保護及び教授法に関する研修の実施。 ＜第 1 期の活動＞ 3.1 事業対象村落における子どもの教育ニーズ調査を実施し、各村落の就学状況、定着率、使用言語などについてデータを収集する。並行して、プロジェクトで実施する学習会に参加すると見込まれる子どもに対して、サンプル・ベースで識字(カレン語)と算数のアセスメントを行い¹⁰、これらの基礎科目の理解度を把握する。並行して社会経済状況、年齢、ジェンダーなどを配慮してサンプリングを行い、子どもの自己肯定感、効力感を計測する調査を行う。 3.2 カレン語の識字教材については、既存教材の利点、弱点を分析し、教材を見直し、開発する。また、国民言語であるミャンマー語学習のニーズが高い村落があることも想定され、その場合は、ミャンマー語について既存教材に基づき準備を行う。算数教材については、当会が作成した小学校 2・3 年レベルの既存教材を活用しつつ、アセスメント結果の分析に基づき、必要に応じてそれより上のレベルの新規教材を作成する。 3.3 各事業村落から選出する 2 名のプロジェクト雇用の教員に対して、識字と算数および教授法に関する研修を実施する¹¹。セーブ・ザ・チルドレンの教育担当スタッフがトレーナーを務める。また、これらの教員に対し、指導用教材などの教員セットを提供する。さらに、学習会開始 3 か月後に、教員に対し、リフレッシャー研修を行い、教授法の実践上における課題などを協議し、解決策を学ぶ。 3.4 各村落で主に識字と算数を学ぶ学習会に参加する子どもを選出する。対象となる子どもの年齢は 6 歳以上 18 歳以下とする。原則として希望者は全員参加できるものとするが、就学していない、あるいは定期的に通学できない子どもを優先する。これらの子どもたちに鉛筆やノートなど基本的な学用品を供与する。 3.5 雨期の間は家事労働や農作業に従事する子どもが多いため、乾期に 12 週間の学習会を各村落で実施する。学習会は、一日 2 時間、週に 5 回開催する。開催時間は各村落で決定する。学習会が開催されている間、村落開発ファシリテーターが教員をサポートする。 ＜裨益者による主なアクションプラン＞ 子どもたちの自己肯定感・効力感の向上：
--	---

⁹ 民主政権が発足した結果、今後タイに居住しているカレン難民の帰還が加速し、村落人口が増加するような状況になる可能性も排除できないため、学校環境等については継続的にデータ収集を行うこととする。

¹⁰ 教育学上、子どもは第一言語（家庭で話す言語）で教育を受けるのが学習効果上、最も効果的であることは実証されており、そのため、本申請事業でもカレン語での識字を想定している。一方、都市部に出ればミャンマー語を解しないとコミュニケーションが成り立たないことなどから、本学習会で、ミャンマー語会話もニーズや状況に応じて導入することも検討する。

¹¹ 本申請書作成段階では、本申請事業で雇用される村落レベルの「教員」が事業終了後、正規教員として雇用される可能性はさほど高くない。むしろ、彼ら/彼女らが本事業に参加し、研修等を受け、正規教員資格はないながらも、子どもを教える経験を積むことが、彼ら/彼女らの将来に向けた自信の醸成につながることで、また、地域の社会経済情勢が変化することによって、プロジェクトの後に何らかの雇用機会が創出された場合、本事業の経験が有用であると位置づけられる。

	家庭の経済的な理由により、働かざるを得ず、通学できない状況におかれている子ども等、特に困難な状況にある子どもたちを対象に、識字や算数が学べる環境を提供する。また、10代の子どもたちは早婚や児童労働といったより深刻な子どもの保護の課題に直面する傾向にあることから、彼らが自分の力で身を守ることができるようにコミュニケーション能力の強化や課題解決能力の強化にも取り組む。
(4) 持続発展性	本申請事業は、政府側と少数民族側の歩み寄り、連携が強化されている機運に乗り、当初から双方の関連機関と協力し、各活動に関係者を巻き込むことで、事業が終了した後も、行政が成果を内部化し、継続されるようにする。JPF事業で、州政府及びタウンシップの行政機関との信頼関係が構築されているため、本申請事業の実施期間中は、より行政側が主導して活動を実施していけるように各レベルで働きかける。 子どもの保護の問題への対処と予防(活動1および2)に関しては、当会が関係行政機関との定期的な調整会合や、行政機関の職員に子どもの保護に関する研修を実施することによって、支援機関の問題対応能力が強化される。また、村落レベルの子ども保護に関する課題を行政機関職員に伝えていくことで、各タウンシップの子ども福祉機関と村の子ども支援グループとの直接の連携が強化され、協力的な関係が構築されることが見込まれる。なお、村落レベルの子ども保護グループはすべてボランティアで構成されているため、プロジェクト終了後に活動が停止してしまうような事態にはならないことが期待出来る。 教育に関する活動(活動3)については、まず、子どもたちが分かりやすいように学習内容に最善の配慮を払い、教え方については、教員が一方向的に教えるのではなく、学習会に参加する子どもが全員わかるように教員が配慮する方法を徹底する。このようにして、今まで教育の機会を奪われていたものの、「分かる」教えられ方を経験した子どもたちにとっては、基礎的な読み書き、計算の能力を身に着けることによって、今後正規の教育機関に入学、編入する可能性が高まる。また、今後、事業対象村において、政府、もしくは、少数民族側の教育機関より教員が派遣されたり、学校を修了した子どもたちに資格が与えられるようになったりと、子どもたちの教育へのアクセスを改善するための公的な取り組みが拡充されることが想定されているため、これら小学校等の連携も緊密に行うことにより、子どもの教育の権利がコミュニティ全体で保障されるようになることが期待できる(カレン州少数民族地域における公教育の現状については別添資料1参照)。 また、当会は、ヤンゴン事務所に子どもの保護と教育の技術的なアドバイスをを行う専門国際スタッフを配置しており、今後、民主的政権のもと、より政府との対話や援助機関の対話が進む中、本申請事業の成果および知見をプロジェクトを超えて中央レベルで情報発信し、共有することによって、ミャンマー全体の子どもの保護と教育セクターの改善に貢献することが期待できる。 さらに、本事業が対象とする元紛争地域では、そもそも半世紀以上も紛争が継続したこと、その結果、子どもの保護と教育の制度が脆弱である現実を鑑み、当会としても長期的に子どもの置かれた状況を改善していく必要性を認識しており、本申請事業が終了した後も同一地域あるいは周辺地域で活動を継続できるように国際機関による基金などを含め、事業のための資金の確保を目指す所存である。
5) 期待される成果と成果を測る指標	3年間の事業実施を通して期待される成果は以下の通り。

	<期待される成果> 成果1: 政府側と少数民族側の関係機関との連携のもと、地域で最も弱い立場に置かれた子どもたちを保護するための支援体制が強化され、村落レベルでより適切な保護・問題への対処ができるようになる。 <指標> ① 75%の子ども支援グループが、子どもの保護の問題への対処に関する適切な知識を有する。(1年目: 50%) ② 75%の子ども会が、子どもの保護の問題に関する適切な知識を有する。(1年目: 50%) ③ 解決した子どもの保護の問題において、60%の子どもたちが、提供された支援に満足していることを報告する。(ケースが解決したのち、時間が経過した後には効果が持続していることを確認する必要があるため、2年目以降に実施) <指標の確認方法> ① ②子ども保護グループ、子ども会に対する聴き取りテスト ③子どもの保護の問題が解決した子どもたちへの聴き取り調査 成果2: 事業対象村落の保護者や養育者が子どもの権利や保護、子どもの権利に根差した子育てなど、子どもの保護を脅かす問題を予防するための正しい知識やスキルを身に付け、行動に移す。 <指標> ① 75%のコア・トレーナーが、子どもの権利、子どもの保護、子どもへの暴力のない子育てに関する正しい知識を有する。(1年目: 50%) ② 保護者の子育てにおける意識が改善する(専門家により精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より上昇する)。 <指標の確認方法> ① コア・トレーナーのメンバーに対する聴き取りテスト ② 保護者への聴き取り調査 成果3: 子どもたちが学習会に参加することを通じて、識字・算数能力を高め、同時に、自己効力感、自己肯定感を向上させる。 <指標> ① 学習会に参加する子どもの自己肯定感、効力感が上昇する(専門家に
--	---

	より精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より上昇する)¹²。(1年目：専門家により精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より上昇する。) ② 学習会に参加する子どもの識字能力および算数能力がそれぞれ 20 ポイント上昇する。(1年目：学習会参加者のサンプルにアセスメントを学習会の前後に行い、事前と事後を比較。1年目平均で 10 ポイント上昇。) ③ 地域の学校に照会した子どもたちのうち、70%の子どもが、子ども支援グループのフォローアップのための世帯訪問を少なくとも一度は受ける。(照会が行なわれた後、世帯訪問が実施されていることを確認するため、2年目以降に実施。) 〈指標の確認方法〉 ① 子どもへの聴き取り調査 ② 子どもへの識字と算数のアセスメント調査 ③ 子ども支援グループの活動記録 〈ひ益者数〉 直接ひ益者数:6,710 人(子ども支援グループのメンバー、子ども保護のサービスにアクセスする子ども、子ども会に参加する子ども、本事業に参加し子ども保護についての能力を強化する関係機関の職員、暴力を使わない子育てについて啓発セッションに参加する保護者、学習会に参加する子ども) 間接ひ益者数:13,349 人(事業対象村に居住する大人、子ども)
--	--

¹² 自己効力感、肯定感の測定については、心理社会的な指標があり、その中から、子どもたちが字を読めない、教育を受けた経験がないという現状に鑑み、JPF 事業では、指標を簡素化し、5つの質問項目を設定した。その上で、子どもたちに聴き取りを行いながら、「非常にあてはまる」、「あてはまる」、「ややあてはまる」、「あてはまらない」のうちの4つから回答を選んでもらい、その平均点の変化を分析することで、自己効力感と肯定感の推移をみた。なお、指標の設定、分析にあたっては、心理社会ケアの専門家の指導を受けた。5つの質問項目は次の通り：1. 村の行事などで、自分のできることを表現したい。2. 村に住んでいて幸せ。3. 村のために何かしたい。4. 自分が大切だと思う。5. 友達といっしょに村の問題を解決したい。本申請事業でもこの手法を採用する予定である。